

1. 禁止事項

都市公園法および大阪府都市公園条例に規定されていること以外に、特に管理マニュアルで定める事項

●コラボレーション区域において下記の事項を原則禁止する。（許可なく行うことを禁止）

- ① ペットの持込み（犬の散歩、糞放置含む）
- ② 池での遊泳、釣り、投網
- ③ 指定区域以外のバーベキュー、たき火など火気を使用すること
- ④ 自転車、バイクの乗り入れ
- ⑤ 動植物の持込み、採取、持出し
- ⑥ 他の来園者への迷惑行為となるもの
（危険なボール遊び、ゴルフ、花火、爆竹、スケボー、えさやり、ゴミ放置）

●禁止事項の周知は、下記の方法で行い、園内には極力禁止看板を立てない。

- ・パークセンター内とコラボレーション区域入口に集約して掲示する。
- ・パンフレットに記載する。
- ・ホームページに掲載する。

●現地表示が必要な場合は、掲示物の形状、材質などは統一仕様を順守する。

2. 持込みプログラム

H26年度は試行的に実施しながらルールを確立していく。

●基本的な考え方（昨年3月運営審議会の協議事項）

- ・公園内で行うプログラムは、当面はすべて運営審議会に諮る。
- ・プログラム実施結果（報告書提出）は運営審議会にて検証を行い、ルール作りに反映していく。
- ・樹木伐採や植栽、土地の改変など公園の環境に影響するプログラムは認めない。

3. リーディング区域棚田の活用

H26年度は試行的に実施しながらルールを確立していく。

●基本的な考え方

- ・選考に当たっては、すべて運営審議会に諮る。
- ・活動報告は運営審議会にて検証を行い、ルール作りに反映していく。
- ・1団体1面とし、期間限定（半年、1年単位など）で場所提供。